

公費負担医療等関連情報

(2025年8月診療分から)

南丹市単独部分の重度心身障害児者医療助成制度^④・ 重度心身障害老人健康管理事業(健管)の改正について

2025年(令和7年)8月診療分より、南丹市単独部分の重度心身障害児者医療助成制度^④・重度心身障害老人健康管理事業(健管)の所得基準が変更になり、受給対象者の範囲が縮小されます。

1 改正後の対象者

次の1から3の手帳所持者を対象とする市単独部分について所得基準を変更し、世帯が市民税非課税(所得割・均等割とも)の方を対象とします。

従来対象であった所得基準以下の市民税課税世帯の方は対象外となりますので、ご注意ください。

1. 身体障害者手帳3級、4級
2. 療育手帳を所持している方のうちIQ概ね36以上
3. 精神障害者保健福祉手帳2級(府制度の方を除く)、3級

*ただし、身体障害者手帳1級、2級など、京都府制度の方は従前と変更なく対象となります。

2 実施時期

2025年(令和7年)8月1日診療分から

3 「福祉医療費受給者証」「重度心身障害老人健康管理事業対象者証」は、毎年7月に所得判定を行い8月からの受給可否を判定し、受給対象となる方には7月下旬に受給者証を交付します。今回の改正により、8月より受給資格を喪失される方がありますので、資格過誤を防ぐためにも窓口において一層の受給者証の確認をお願いいたします。